

オオクチバスに係る防除の公示（素案）

（コクチバス・ブルーギルについても同内容）

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第11条第2項の規定に基づき、マイクロプテルス・サルモイデス（オオクチバス）の防除に関し、次のように公示する。

- 1．防除の対象 マイクロプテルス・サルモイデス（オオクチバス）
- 2．防除を行う区域 全国
- 3．防除を行う期間 平成17年6月 日から平成23年3月31日まで
- 4．防除の目標

（1）生態系に係る被害の防止

ア 生態系に係る被害の防止

次に掲げる地域ごとに、マイクロプテルス・サルモイデス（オオクチバス。以下単に「オオクチバス」という。）が既に蔓延している場合には被害の状況に応じて完全排除又は影響の低減を図ること、オオクチバスが今後被害を及ぼすおそれがある場合には監視に努めるとともに予防的な防除を行うこと等の適切な目標を定めて防除を実施するものとする。

全国的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は地域特有の生物相を有する地域

地域的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は地域特有の生物相を有する地域

その他の地域（上記 又は の地域に被害が及ぶおそれがある場合には予防的な防除を行うとともに、防除の必要性を検討する地域）

イ 農林水産業に係る被害の防止

地域の農林水産業に重大な被害を及ぼしていると判断される場合には、被害の状況に応じて完全排除又は影響の低減を図ること、今後重大な影響を及ぼすおそれがあると判断される場合には監視に努めるとともに予防的な防除を行うことなどの適切な目標を定めて防除を実施するものとする。

5．防除の内容

（1）防除の方法

ア 生息状況等の調査

- ・全国的な生息状況及び被害状況を把握するため、主務大臣等は情報の収集に努めるとともに、収集した情報の整理及び提供を行うものとする。
- ・各防除主体においては、それぞれ防除を行う区域において、さらに詳細な生息状況及び被害状況の調査を行い、効率的な防除に努めるものとする。

イ 捕獲等の方法

- ・下記の項目について、地域の状況に応じ効果的な手法を活用して捕獲等を進めるものとする。

漁具による稚魚又は未成魚、成魚の捕獲
産卵床の破壊又は人工産卵床による卵、仔魚の駆除等の繁殖抑制
水抜き、干し出しその他の手法

ウ 防除により捕獲した個体の処分

- ・ 捕獲したオオクチバスの個体は防除実施者の責任の下、焼却、埋設、飼肥料への加工等適切に処分するものとする。
- ・ 捕獲したオオクチバスの生体については、学術研究、展示、教育その他公益上必要と認められる目的である場合に限り、飼養等の許可を得て飼養等を行うことができるものとする。
- ・ 捕獲個体を飼養等しようとする者に譲渡し等する場合は、譲渡し等の相手方が学術研究、展示、教育その他公益上必要と認められる目的で飼養等の許可を得ている場合又は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「法」という。）第4条第2号の規定に基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる場合に限るものとする。

エ 飼養等のための施設

- ・ 防除により捕獲したオオクチバスの個体を飼養等するために用いる施設の構造及び強度並びにその細目については、施行規則第5条第1項第1号の基準及び同条第2項の規定により主務大臣が告示で定める基準の細目とする。ただし、捕獲個体を網等に入れたままで一時保管する場合等であって、当該網等に逸出防止の措置が講じられている場合はこの限りではない。

オ モニタリング

- ・ 生息状況及び被害状況を適切にモニタリングし、防除の進捗状況を点検するとともに、その結果を防除の実施に適切に反映するよう努めるものとする。

(2) 防除の実施に際しての留意事項

- ・ 混獲の防止及び地域の生態系への影響の防止に配慮するものとする。
- ・ 防除により捕獲したオオクチバスの生体を運搬・保管する場合には、当該行為を行う従事者に対し個体を逸出させないように指示するものとする。

6. 防除の確認又は認定の要件

法第18条第1項による地方公共団体が行う防除の確認（以下「確認」という。）又は法第18条第2項による国及び地方公共団体以外の者が行う防除の認定（以下「認定」という。）は、その内容が上記1から5までの内容に適合している場合であって、かつ、次の要件に適合する場合に行うこととする。

緊急的な防除の実施を除き、原則として防除の目標、区域、期間、方法、実施体制等を具体的に定めた防除実施計画を作成し、確認又は認定の申請書に添付していること。その内容は本公示の内容に沿ったものであること。

当該防除実施計画の策定に当たって、協議や検討の場を設けること等により地域における合意形成を図った場合には、その経緯及び結果について防除実

施計画に記載すること。

認定に関しては、防除を行う区域内の土地及び関係施設の所有者又は管理者との必要な調整を図り、その結果を防除実施計画に記載すること。

認定に関しては、当該防除実施計画を実行する財政的及び人力的能力を有していることについて防除実施計画に記載すること。

防除実施計画において、防除の従事者に対し防除の内容を具体的に指示すること。

防除に伴い飼養等をするための施設がある場合は、当該施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真を当該防除実施計画に掲載し、又は添付すること。

防除の実施に当たっては、漁業調整規則等関係法令を遵守するものであること。

7. その他

(1) 防除手法等の技術の開発

主務大臣等は、効果的かつ効率的な防除手法、防除用具等の開発に努め、その成果に係る情報の普及に努めるものとする。

(2) 普及啓発の推進

各防除主体は、防除の実施に当たり、地域の関係者に防除の内容を周知するとともに、被害予防に係る方策等についての普及啓発を行うものとする。